



札幌市と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 160019 号)

札幌市と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

札幌市は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 29 年 2 月 24 日

札幌市
代表取締役

石川 豊

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 徹底した温度管理を行う為、冷蔵庫や冷凍庫の温度を1日2回チェックし結果を記録しています。
- 作業従事者は「衛生点検管理表」による衛生チェックを行った上で作業に従事しています。
- 外部検査機関による作業従事者の健康チェックを行っています。